

# 令和8年度 国民健康保険税率案（新設の「子ども・子育て支援納付金分」を含む）

※「子ども・子育て支援納付金分」の均等割額は、18歳未満の子どもの均等割を18歳以上の被保険者に上乗せ課税した額で記載

## ①現行税率の場合 現行税率に令和8年度新設の「子ども・子育て支援納付金分」を追加した保険税率。

医療給付費分 (限度額65万円)			後期高齢者支援金分 (限度額24万円)			介護納付金分 (限度額17万円)			子ども・子育て支援納付金分 (案:限度額3万円)			一人当たり 調定額(円)
所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	R7税率との差
7.36	27,600	20,800	2.20	8,900	6,200	1.88	9,700	4,400	0.29	1,300	800	
												+3,080

## ②標準保険料率の場合 石川県が市町ごとに保険税で集めるべき額を算定し、加賀市の国保財政運営上で必要とされた保険税率。

所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	一人当たり 調定額(円)									
8.97	38,808	24,894	2.80	12,046	7,727	2.48	12,742	6,205	0.29	1,313	808	155,979
												R7税率との差 +33,717

## ③新国保税率案Aの場合 令和7年度保険税率をもとに、令和14年度までに段階的に標準保険料率に追いつくよう算出し、令和8年度新設の「子ども・子育て支援納付金分」を上乗せしたもの。

所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	一人当たり 調定額(円)									
7.5	28,800	21,200	2.29	9,300	7,300	1.97	10,200	5,200	0.29	1,300	800	129,796
												R7税率との差 +7,534

## ④新国保税率案Bの場合 令和14年度までに段階的に標準保険料率に追いつくよう、「子ども・子育て支援納付金分」を含めて毎年5千円程度の増額となるよう算出したもの。

所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	一人当たり 調定額(円)									
7.36	27,600	20,800	2.27	9,200	6,400	1.96	10,000	4,600	0.29	1,300	800	126,915
												R7税率との差 +4,653

# 令和8年度 国民健康保険税率案に基づいたモデルケース

## ① 現行税率案の場合

世帯構成	収入要件	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	子ども・子育て 支援納付金分	合計	令和7年度との差額
1人世帯(70歳)	年金収入のみ:84万円 世帯所得:0円 ※7割軽減あり	14,500	4,500	-	600	19,600	+600
2人世帯(50歳夫婦)	(夫)給与収入:165万円 (妻)給与収入:95万円 世帯給与所得:130万円 ※2割軽減あり	124,800	38,300	35,300	5,200	203,600	+5,200
3人世帯 (45歳夫婦、中学生1人)	(夫)給与収入:500万円 (妻)給与収入:0円 世帯給与所得:356万円 ※子ども減免あり	320,100	97,200	82,600	12,400	512,300	+12,400

## ② 標準保険料率の場合

世帯構成	収入要件	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	子ども・子育て 支援納付金分	合計	令和7年度との差額
1人世帯(70歳)	年金収入のみ:84万円 世帯所得:0円 ※7割軽減あり	19,100	5,900	-	600	25,600	+6,600
2人世帯(50歳夫婦)	(夫)給与収入:165万円 (妻)給与収入:95万円 世帯給与所得:130万円 ※2割軽減あり	160,000	49,800	46,900	5,200	261,900	+63,500
3人世帯 (45歳夫婦、中学生1人)	(夫)給与収入:500万円 (妻)給与収入:0円 世帯給与所得:356万円 ※子ども減免あり	402,500	125,400	109,300	12,500	649,700	+149,800

## ③ 新保険税率案Aの場合

世帯構成	収入要件	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	子ども・子育て 支援納付金分	合計	令和7年度との差額
1人世帯(70歳)	年金収入のみ:84万円 世帯所得:0円 ※7割軽減あり	15,000	4,900	-	600	20,500	+1,500
2人世帯(50歳夫婦)	(夫)給与収入:165万円 (妻)給与収入:95万円 世帯給与所得:130万円 ※2割軽減あり	128,200	40,600	37,600	5,200	211,600	+13,200
3人世帯 (45歳夫婦、中学生1人)	(夫)給与収入:500万円 (妻)給与収入:0円 世帯給与所得:356万円 ※子ども減免あり	327,900	102,100	87,200	12,400	529,600	+29,700

## ④ 新国保税率案Bの場合

世帯構成	収入要件	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	子ども・子育て 支援納付金分	合計	令和7年度との差額
1人世帯(70歳)	年金収入のみ:84万円 世帯所得:0円 ※7割軽減あり	14,500	4,600	-	600	19,700	+700
2人世帯(50歳夫婦)	(夫)給与収入:165万円 (妻)給与収入:95万円 世帯給与所得:130万円 ※2割軽減あり	124,800	39,500	36,700	5,200	206,200	+7,800
3人世帯 (45歳夫婦、中学生1人)	(夫)給与収入:500万円 (妻)給与収入:0円 世帯給与所得:356万円 ※子ども減免あり	320,100	100,400	85,900	12,400	518,800	+18,900